

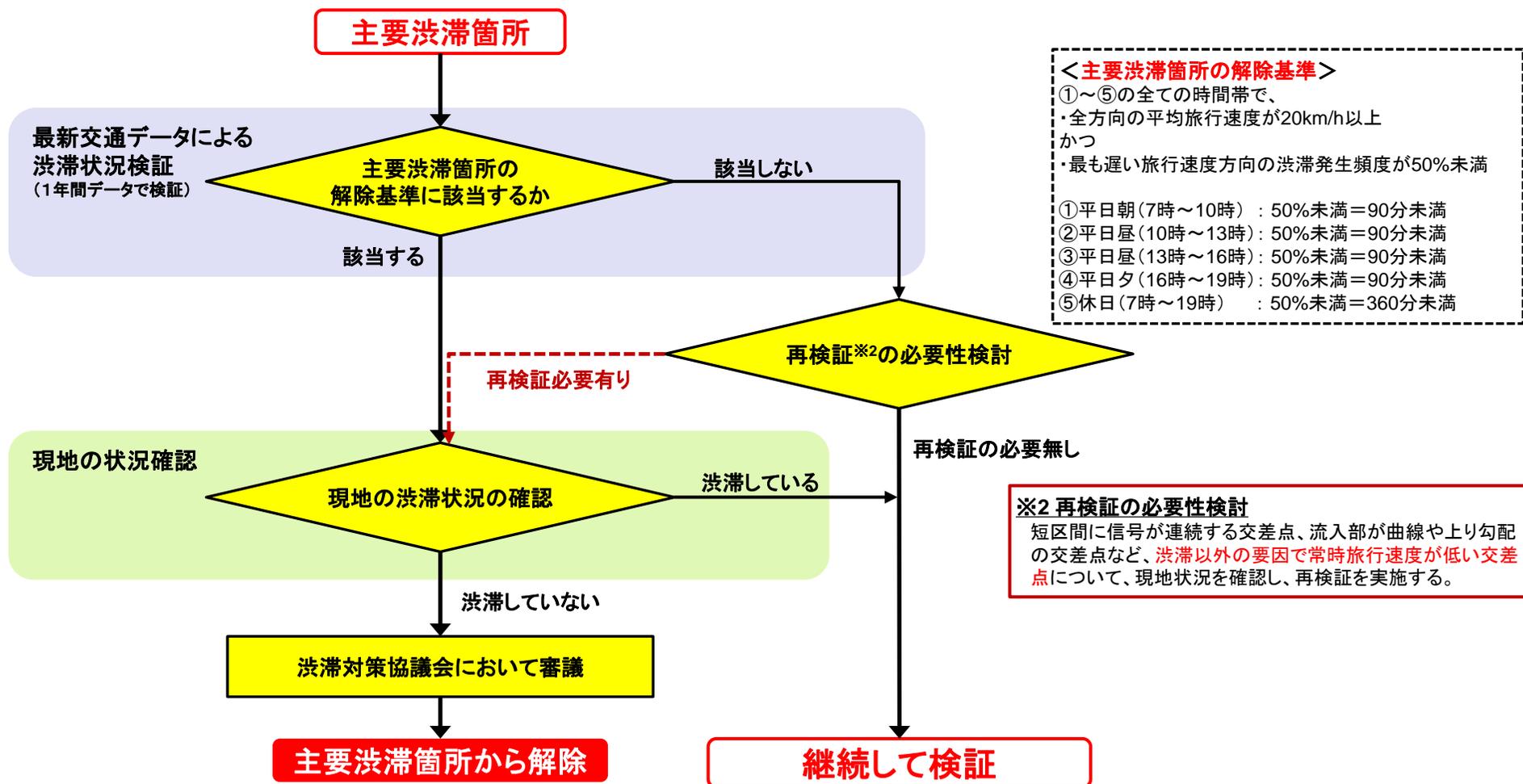
## 4. 主要渋滞箇所解除の検討

---

- 4.1 主要渋滞箇所の特定解除フロー
- 4.2 主要渋滞箇所の見直し(案)

## 4.1 主要渋滞箇所の特定解除フロー

- 主要渋滞箇所の特定解除は、最新交通データによる渋滞状況の検証、現地渋滞状況の確認、渋滞対策協議会での審議の手順で実施。
- なお、解除基準に該当しない箇所に関しては、渋滞以外の要因による速度低下があるかどうかを検証の上、上記と同様に現地の状況を確認し、渋滞対策協議会での審議を経て主要渋滞箇所から解除する。
- 徳島南部自動車道(徳島JCT～徳島沖洲IC: 令和4年3月)の開通により、国道11号吉野川大橋北詰交差点・川内町竹須賀交差点周辺における交通混雑が緩和されており、上記2交差点を主要渋滞箇所から解除するかについて検討する。



# 4.2 主要渋滞箇所の見直し（案） ～国道11号 吉野川大橋北詰交差点～

○徳島南部自動車道(徳島JCT～徳島沖洲IC:令和4年3月)の開通により、通過交通量が減少し、旅行速度が向上しており、解除基準を満たしている状況。  
 ○現地状況も確認した結果、捌け残りによる渋滞が現地でも確認されなかったことから、「**吉野川大橋北詰交差点**」を**主要渋滞箇所から解除することを提案する**。

## ■位置図



出典：国土地理院・基盤地図情報を基に作成

## ■解除基準への該当状況

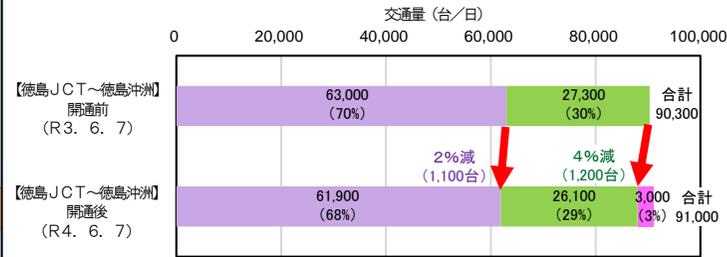
		平日				休日
		朝	昼①	昼②	夕	
A: 南西行	一般国道11号	○	○	○	○	○
B: 北西行	徳島環状線	○	○	○	○	○
C: 北東行	一般国道11号	○	○	○	○	○

※平日朝：7～10時、昼①：10～13時、昼②：13時～16時、夕：16～19時、休日：7～19時

凡例  
 ○：渋滞発生頻度が50%未満  
 (解除基準に該当)

＜主要渋滞箇所の選定基準の使用データ＞  
 H24：民間フローデータ  
 平成24年5月～平成24年8月(選定時)  
 R4：ETC2.0フローデータ  
 令和4年4月～令和4年10月

## ■国道11号の交通量減少状況



※出典：  
 開通前：交通量調査結果 令和3年6月22日(断面①)、令和3年7月6日(断面②)  
 開通後：交通量調査結果 令和4年6月23日(断面①)、令和4年7月12日(断面②)、交通量観測機器データ 令和4年6月1日～30日(断面③)

主要渋滞箇所選定基準  
 1. 平日朝、昼、夕又は休日のいずれかの時間帯において、1方向以上で旅行速度が20km/h以下、かつ最も遅し旅行速度方向の渋滞発生頻度が40%以上の箇所  
 2. 時間帯とは、平日7～10時、10時～13時、13時～16時、16時～19時、休日は7時～19時  
 3. 渋滞発生頻度が40%とは、平日の時間帯で30分以上、休日の時間帯で30分以上、平均旅行速度が20km/h以下の状態

## ■現地の状況

### A 方向（南西行）の交通状況



(撮影日：令和4年12月20日朝ピーク時)

### B 方向（北西行）の交通状況



(撮影日：令和4年12月20日夕ピーク時)

### C 方向（北東行）の交通状況



(撮影日：令和4年12月20日朝ピーク時)

# 4.2 主要渋滞箇所の見直し（案）～国道11号 川内町竹須賀交差点～

- 徳島南部自動車道(徳島JCT～徳島沖洲IC:令和4年3月)の開通等、周辺道路状況の変化に伴い、国道11号の南北流入部においては、旅行速度が向上し、解除基準を満たしている状況。
- 従道路においては、昼間全時間帯とも、旅行速度が低下している状況であるが、交差点構造上、旅行速度が向上しない交差点である可能性があるかと判断。
- 現地状況を確認した結果、捌け残りによる渋滞が現地で確認されなかったことから、「川内町竹須賀交差点」を主要渋滞箇所から解除することを提案する。

## ■位置図



出典:国土地理院・基盤地図情報を基に作成

## ■解除基準への該当状況

		平日				休日
		朝	昼①	昼②	夕	
A:南行	一般国道11号	○	○	○	○	○
B:西行	富吉久木線	×	×	×	×	×
C:北行	一般国道11号	○	○	○	○	○
D:東行	富吉久木線	×	×	×	×	×

※平日朝:7～10時、昼①:10～13時、昼②:13時～16時、夕:16～19時、休日:7～19時

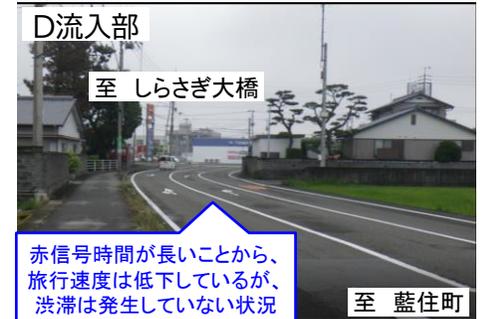
凡例  
○:渋滞発生頻度が50%未満(解除基準に該当)

＜主要渋滞箇所の選定基準の使用データ＞  
H24:民間700データ  
H24.5～H24.8(選定時)  
R4:ETC2.0700データ  
R4.4～R5.3

- 主要渋滞箇所選定基準
1. 平日朝、昼、夕又は休日のいずれかの時間帯において、1方向以上で旅行速度20km/h以下、かつ最も遅い旅行速度方向の渋滞発生頻度が50%以上の箇所
  2. 時間帯とは、平日7～10時、10時～13時、13時～16時、16時～19時、休日は7時～19時
  3. 渋滞発生頻度50%とは、平日の時間帯で90分以上、休日の時間帯で360分以上、平均旅行速度が20km/h以下の状態

- 国道11号(A・C)では、旅行速度が改善
- 従道路(B・D)においては、昼間全時間帯とも、旅行速度が低下してる状況
- 解除基準には該当していない状況であるが、**現地で渋滞発生状況について確認**を行い、現地状況に応じた特定解除の検討を実施。

## ■現地の状況(7:30～8:30)

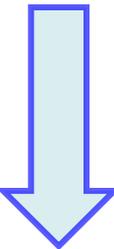


赤信号時間が長いことから、旅行速度は低下しているが、渋滞は発生していない状況

赤信号時間が長いことから、旅行速度は低下しているが、渋滞は発生していない状況

川内町竹須賀交差点 信号現示			
国道11号進行		従道路進行	
1φ 至 鳴門市	2φ 至 鳴門市	3φ 至 藍住町	4φ 至 しらさぎ大橋
青:96秒 黄:3秒 赤:0秒	青:20秒 黄:2秒 赤:2秒	青:30秒 黄:3秒 赤:0秒	青:5秒 黄:2秒 赤:2秒
サイクル長:165秒			

令和5年6月23日(金)



朝ピーク時間帯に現地確認を実施した結果  
各流入部とも、渋滞が発生していない状況であり  
特定解除候補に該当している交差点であることを確認

## 4.2 主要渋滞箇所の見直し（案） ～国道11号 川内町竹須賀交差点～

- 当該交差点のB方向およびD方向では、**交差点間距離が短く**、赤信号における**停止時間が長い**ことから、**通過にかかる所要時間が大きくなる**。
- 上記のような特徴を有する交差点であることから、B方向およびD方向では、プローブデータによる分析の結果、慢性的に平均速度が低く算出されやすく、特定解除基準に該当しない交差点に該当している。

